



未払い賃金の支払い 全社員への周知求める

申4号・再三繰り返される「労働時間改ざんによる賃金未払い」の是正を求める申し入れ



新潟地本は9月30日、申4号・再三繰り返される「労働時間改ざんによる賃金未払い」の是正を求める申し入れを提出しました。

労働時間改ざんによる賃金未払いが発生した事実を全社員に周知するとともに、支社が失念していた作業時間を時間外労働として精算するよう求めました。

新潟地本は7月10日に「区において点呼時間に申23号「正当な労働時間に基づいた吉田駅併結作業に対する賃金精算を求める申し入れ」の団体交渉を行いました。

この交渉で支社側は、吉田駅での併結作業において、「留置車両を活かす」という作業に対する必要労働時間が20年以上にわたり付与されていなかったことを認めました。

また「吉田駅併結作業後の到着点呼に間に合わない」とする社員申告の有無をめぐり、支社側の認識に乖離があったため再調査の上、後日回答を受ける確認を行いました。

7月16日に新潟支社より窓口を通じて「新潟運輸

10月1日から施策が実施できる状況ではなく、会社説明会を終了してもコアタイム内で業務が回らない不安の声を寄せられていることから、施策の実施延期を求めた組合側に対して支社側は、フレックスタイム制を導入しても、365日の鉄道オペレーションは実施できると改

10月1日から長岡統括センター長岡駅において新たに導入されるフレックスタイム制について、実施に向けてまだ多くの課題が残っていることが長岡駅で行われた社員説明会で明らかとなりました。

10月1日実施に問題は無いとされた申2号団体交渉での支社回答と大きな乖離が発生していることから、体制が整備されるまで施策実施の延期を求めて緊急申し入れを行ったものです。

支社側は、通常時で収まらない作業は当務補助者の作業操縦、他のコアタイム社員からの応援、それでも不可の場合は臨時

ダイヤの設定へとステップを経ることになるとの考えを示しました。

その上で、大規模な輸送障害ではフレキシブルタイムの社員に「お願い」をしていくことや、「お願い」が特定の社員に偏ることがないように考えていることを明らかにしました。

組合側は、鉄道オペレーションは作業ダイヤに基づく一方でフレキシブルタイムは社員によって異なり誰が行うのか理解ができていないと指摘、社員に説明がシツカリと伝わっていないという認識に立つべきだと訴えました。

体制を決定したので、支社・箇所と打合せを行っていることとしました。

必要な教育が9月30日まで行われていないことに対して組合側は、施策を担う社員の声を聞き、社員が納得できるまでの教育を行うよう求めました。

支社側は、必要な教育は行い不安があれば対応していくとして、当務を筆頭にフオロー・サポートはしていくこととしました。

その上で、異常時を含めて鉄道オペレーションとして安全を確保した上で実施できるとの判断であり、実施後、何かしらの対応が必要であれば、現場・支社で調整して検討していくこととしました。

連絡があり、社員からの申告を隠ぺいしていた事実も明らかになりました。

再三繰り返される「労働時間改ざんによる賃金未払い」が発生したことを到底看過することはできないことから、新潟地本は9月30日、申4号・再三繰り返される「労働時間改ざんによる賃金未払い」の是正を求める申し入れを提出しました。

申4号 申入れ項目

1. 吉田駅で併結作業を行った社員に対し、新潟支社が失念していた作業時間を時間外労働として精算すること。
2. 労働時間改ざんによる賃金未払いが発生した事実を全社員に周知すること。
3. 労働時間改ざんによる賃金未払いの再発防止策を明らかにすること。

ダイヤの設定へとステップを経ることになるとの考えを示しました。

その上で、大規模な輸送障害ではフレキシブルタイムの社員に「お願い」をしていくことや、「お願い」が特定の社員に偏ることがないように考えていることを明らかにしました。

組合側は、鉄道オペレーションは作業ダイヤに基づく一方でフレキシブルタイムは社員によって異なり誰が行うのか理解ができていないと指摘、社員に説明がシツカリと伝わっていないという認識に立つべきだと訴えました。

支社側は、必須の業務は説明会で伝えてあり、異常時等は当務・当務補助社員に補助・サポートしてもらい、勤務操縦が可能な社員でオペレーションを回していくとの考えを示しました。

支社側は、必須の業務は説明会で伝えてあり、異常時等は当務・当務補助社員に補助・サポートしてもらい、勤務操縦が可能な社員でオペレーションを回していくとの考えを示しました。

施策実施の延期を求める

申3号団体交渉 長岡駅への「フレックスタイム制導入」

10月1日から長岡統括センター長岡駅において新たに導入されるフレックスタイム制について、実施に向けてまだ多くの課題が残っていることが長岡駅で行われた社員説明会で明らかとなりました。

10月1日実施に問題は無いとされた申2号団体交渉での支社回答と大きな乖離が発生していることから、体制が整備されるまで施策実施の延期を求めて緊急申し入れを行ったものです。

支社側は、通常時で収まらない作業は当務補助者の作業操縦、他のコアタイム社員からの応援、それでも不可の場合は臨時

ダイヤの設定へとステップを経ることになるとの考えを示しました。

その上で、大規模な輸送障害ではフレキシブルタイムの社員に「お願い」をしていくことや、「お願い」が特定の社員に偏ることがないように考えていることを明らかにしました。

組合側は、鉄道オペレーションは作業ダイヤに基づく一方でフレキシブルタイムは社員によって異なり誰が行うのか理解ができていないと指摘、社員に説明がシツカリと伝わっていないという認識に立つべきだと訴えました。

ダイヤの設定へとステップを経ることになるとの考えを示しました。

その上で、大規模な輸送障害ではフレキシブルタイムの社員に「お願い」をしていくことや、「お願い」が特定の社員に偏ることがないように考えていることを明らかにしました。

組合側は、鉄道オペレーションは作業ダイヤに基づく一方でフレキシブルタイムは社員によって異なり誰が行うのか理解ができていないと指摘、社員に説明がシツカリと伝わっていないという認識に立つべきだと訴えました。

ダイヤの設定へとステップを経ることになるとの考えを示しました。

その上で、大規模な輸送障害ではフレキシブルタイムの社員に「お願い」をしていくことや、「お願い」が特定の社員に偏ることがないように考えていることを明らかにしました。

組合側は、鉄道オペレーションは作業ダイヤに基づく一方でフレキシブルタイムは社員によって異なり誰が行うのか理解ができていないと指摘、社員に説明がシツカリと伝わっていないという認識に立つべきだと訴えました。

